

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>出産祝い金支給事業</p> <p>対象者：子どもの出産日に、父母が6ヶ月以上孺恋村に住所を有し、村税・各種使用料等の滞納がない方</p> <p>内 容：一子あたり100,000円</p> <p>問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL:0279-96-0512</p>
	<p>保育料徴収に伴う特例</p> <p>対象者：入所者全員</p> <p>内 容：保育料無料</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL:0279-96-0544</p>
	<p>給食費の無料化</p> <p>対象者：村立こども園、村立幼稚園、学校に在籍する幼児・児童・生徒全員</p> <p>内 容：中学校卒業までの給食費無料</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL:0279-96-0544</p>
	<p>不妊治療助成金</p> <p>対象者：1年以上孺恋村に居住し、不妊治療を行っている方</p> <p>内 容：不妊治療にかかる費用を助成する。(年度限度額100万円)</p> <p>問合せ：《健康福祉課 保健室》 TEL:0279-96-1975</p>
	<p>教材費等の購入補助</p> <p>対象者：小学生、中学生</p> <p>内 容：小学校、中学校における教材費の補助として、今まで個人負担であった教材の購入費用を、限度内において公費負担にて一括購入。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL:0279-96-0544</p>
	<p>英検受験料の補助</p> <p>対象者：中学生</p> <p>内 容：年度内1人あたり5,000円までの受験料を補助。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL:0279-96-0544</p>
	住宅支援

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>定住促進住宅用地分譲事業</p> <p>対象者： 内 容：○細原住宅団地分譲中 ・ J R万座・鹿沢口駅から車で15分 ・ 区画面積（平均）約450㎡ ・ 坪単価（平均）14,500円</p> <p>問合せ：《建設課 管理係》 TEL:0279-96-1973</p>
	<p>薪ストーブ購入・設置費補助金</p> <p>対象者：・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 ・継続して1年以上住民登録等をしているか、住民登録等の期間が1年未満の場合は薪ストーブ設置完了後、その物件に1年以上居住し、同時に住民登録等を行うこと。 ・村税及び使用料等を完納していること。</p> <p>内 容：購入する薪ストーブ1基につきを村内事業者から購入した場合に、10万円を上限とし購入費用の4分の1を補助する。ただし、村外の事業者から購入した場合の上限額は5万円とする。</p> <p>問合せ：《農林振興課 林業係》 TEL:0279-96-1256</p>
	<p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者：・結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦 ・直近の夫婦の所得額が340万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除） ・他の公的な家賃補助等を受けていないこと ・婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること （その他の要件あり）</p> <p>内 容：30万円を上限に、住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用等を助成する。</p> <p>問合せ：《未来創造課 地域振興係》 TEL:0279-96-1257</p>
就業支援	<p>創業・第二創業支援推進事業</p> <p>対象者：・代表者又は1名以上の従業員が村内に住所を有する者又は見込みがある者 ・村内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者 ・村内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがある者。ただし、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。</p> <p>内 容：村内で創業・第二創業する事業者に対する事業所開設支援、事業所等賃貸、雇用促進の補助金（補助限度額、補助率は対象事業よるが合計の上限は200万円）</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL:0279-82-1293</p>
	<p>特産品開発支援事業補助金</p> <p>対象者：村内を活動拠点とする地域活動団体及び村内を所在地とする高等学校、その他村長が適当と認める団体</p> <p>内 容：地域活動団体等による、孺恋村に関する特産品の開発・改良等の補助金 ・補助限度額は5万円 ・補助率は地域活動団体2分の1、高等学校10分の10</p> <p>問合せ：《農林振興課 農業係》 TEL:0279-96-1256</p>
	<p>6次産業化等促進支援事業補助金</p> <p>対象者：村内に住民登録または法人登録をしている次に掲げる団体等とする。ただし、過去に同じ目的で当該補助金を受けた団体等を除く。 （1）村内で農業を営んでいる個人 （2）村内に所在を置く農地所有適格法人 （3）村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ （4）その他村長が認める者</p> <p>内 容：6次産業化による特産品開発等の補助金 ・上限は50万円 ・補助率は対象経費の2分の1</p> <p>問合せ：《農林振興課 農業係》 TEL:0279-96-1256</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	<p>観光物産展等参加事業補助金</p> <p>対象者： 次の各号全てに該当するものとする。ただし、村が補助等をしている団体は除く。 (1) 村内に住所、または事業所を有する団体及び個人 (2) 村税及び使用料など村に納付義務が発生している納付金を完納している者 (3) 観光物産展等の参加時に村等が作成した観光パンフレットの配布など村の観光宣伝に協力できる者 (4) 観光物産展等の参加時に村からの要請による他団体の村内製品の販路拡大にも協力できる者 (5) その他村長が適当と認める者</p> <p>内 容： 村内の団体や個人が実施する村内製品の普及や販路拡大を図るための観光物産展等への参加に係る経費の補助金。 ・1回あたり上限は8万円、年間上限は30万円を補助</p> <p>問合せ： 《観光商工課 商工係》 TEL: 0279-82-1293</p>
	<p>中小企業退職金共済制度加入促進補助金</p> <p>対象者： 嬭恋村内に事業所を有し、常用従業員及びパートタイマーを雇用する中小企業者 対象となる共済制度は、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済制度のうち先に加入したものとする。ただし、同時に重複加入したものについては、掛け金の高い方を対象とする。</p> <p>内 容： ○対象期間：被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12ヶ月間 ○補助額：月額1,000円 ただし、月額の掛け金が5,000円未満の場合には当該掛け金の100分の20以内</p> <p>問合せ： 《観光商工課 商工係》 TEL: 0279-82-1293</p>
その他	<p>移住希望者滞在費補助金</p> <p>対象者： 嬭恋村への移住活動の一環として、村内宿泊施設に滞在する方</p> <p>内 容： 基本宿泊料金の1/2以内で、1人あたり4,000円を上限に支給 小学生以下は2,000円が上限（宿泊料金が徴収されない場合には、対象外） 1世帯当たり同一年度内につき3回以内とし、初回の申請の日から起算して2年間が限度</p> <p>問合せ： 《交流推進課》 TEL: 0279-82-5191</p>
	<p>高齢者温泉保養事業</p> <p>対象者： 嬭恋村に住民登録のある65歳以上の方。</p> <p>内 容： 高齢者の健康・福祉増進を目的として、村内の指定入浴施設（温泉施設）に入浴することができる温泉券を販売。1冊50枚綴り5,000円（1枚の券で1回入浴可）</p> <p>問合せ： 《健康福祉課 福祉係》 TEL: 0279-96-0515</p>
	<p>おでかけタクシー助成事業</p> <p>対象者： 嬭恋村に住民登録があり、かつ65歳以上の方および障害者手帳をお持ちの方。</p> <p>内 容： 村が契約しているタクシー会社で利用できる助成券 一冊(50枚綴り) 10,000円/25枚綴り 5,000円</p> <p>問合せ： 《未来創造課》 TEL: 0279-96-1257</p>
	<p>乗り合い送迎サービス「チョイソコつまごい」</p> <p>対象者： 住民登録がある方のうち、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方</p> <p>内 容： 利用者の自宅から村内に設置した指定停留所までを申込み状況に応じた最適ルートを通り、目的地の指定停留所まで乗合で使用できる。(会員登録制) 乗車一回ごとに200円</p> <p>問合せ： 《未来創造課》 TEL: 0279-96-1257</p>